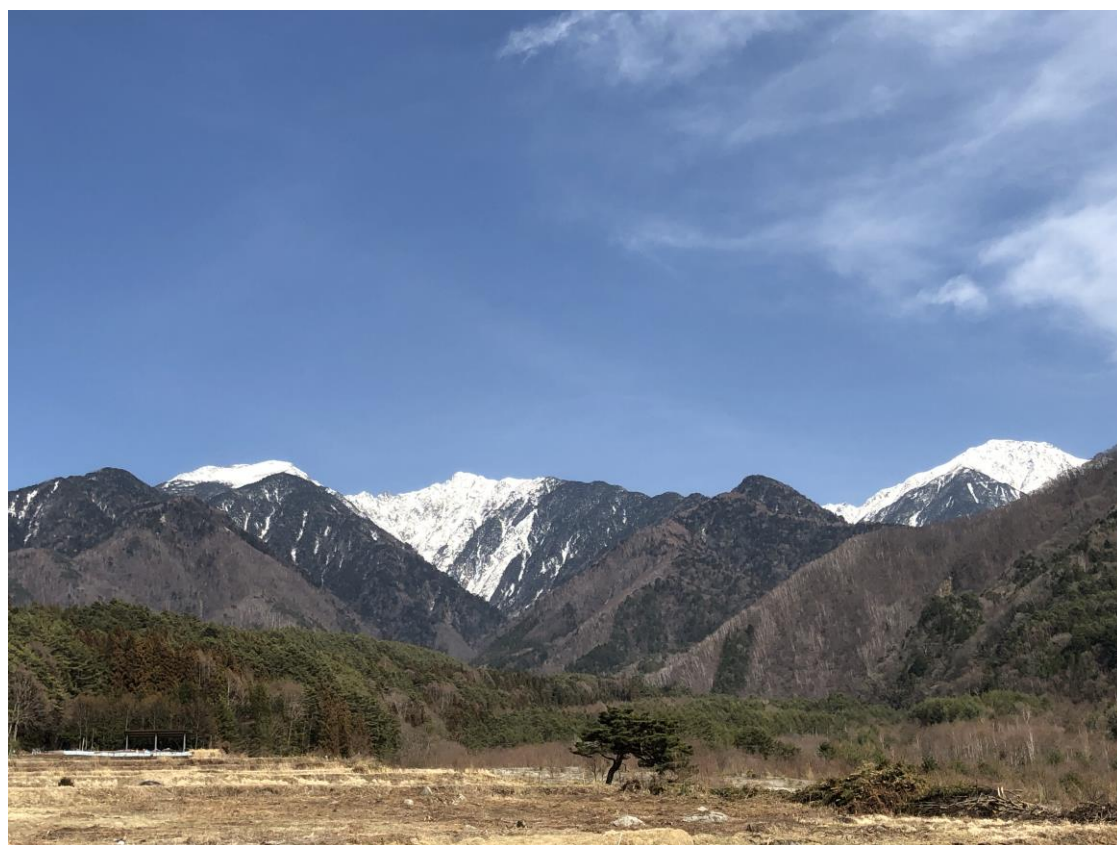


# 上松町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2019年度～2023年度



平成31年(2019年)4月



長野県 上松町

# ～ 目 次 ～

## 第1章 計画策定の背景

- 1 地球温暖化問題の概要 . . . . . 1
- 2 国際的な動きと我が国の対応 . . . . . 2

## 第2章 計画の基本的事項

- 1 計画の目的 . . . . . 3
- 2 計画の期間 . . . . . 3
- 3 数値目標の基準年度 . . . . . 3
- 4 計画の対象とする温室効果ガス . . . . . 3
- 5 計画の対象範囲 . . . . . 4

## 第3章 二酸化炭素の排出量及び削減目標

- 1 基準年度における排出量 . . . . . 6
- 2 削減目標 . . . . . 6

## 第4章 目標実現のための具体的取組

- 1 日常の事務事業における取組 . . . . . 7
- 2 施設整備等における取組 . . . . . 8

## 第5章 計画の推進

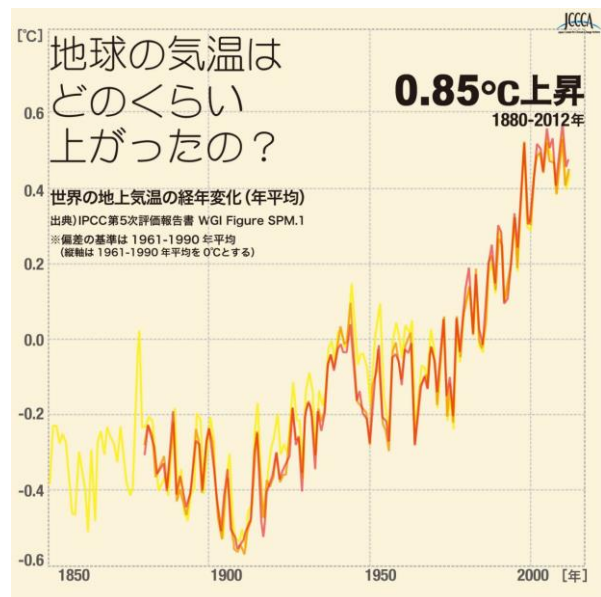
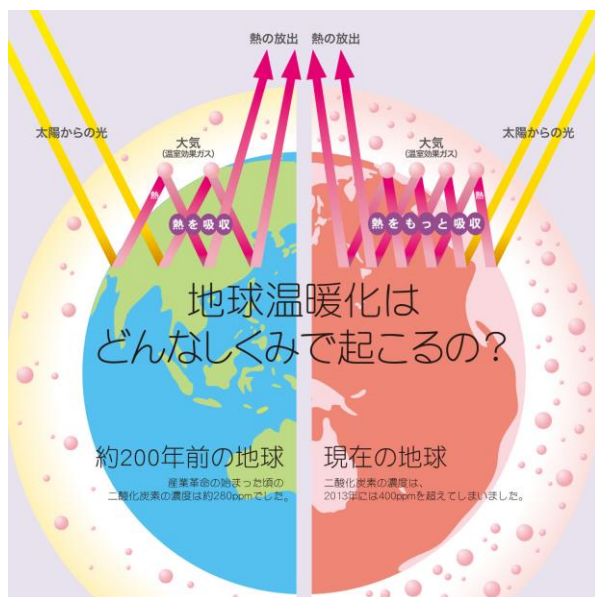
- 1 推進の仕組み . . . . . 9
- 2 進捗管理の仕組み . . . . . 10
- 3 計画及び実施状況の公表 . . . . . 10

# 第1章 計画策定の背景

## 1 地球温暖化問題の概要

地球温暖化は、人間活動によって排出された二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の温度が上昇する現象です。

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

### 昨夏の猛暑 温暖化が影響

昨年夏の日本の記録的猛暑は、地球温暖化が影響したことがほぼ確定したとの分析を気象庁気象研究所(茨城県つくば市)などのチームが20日までまとめた。スーパーコンピュータで、既に温暖化が進む今の地球を温暖化していない地球を再現し、異常な暑さが起こる確率を比較して分かったという。

チームの今田田裕子・気象研究所主任研究官は「温暖化が進めば、昨夏の猛暑のような異常気象が当たり前のようになり、起きる恐れがある」と強調。命を守るための暑さ対策の意識向上や、温室効果ガスの排出削減に取り組む重要性を指摘した。

昨年は東日本の6～8月の平均気温が統計開始から最も高くなるなど、各地を記録的な暑さが襲った。一方、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の排出増で温暖化が加速し、世界の気温は産業革命前から既に1度程度上がっている。

#### 気象庁研究所など スパコンで確率分析

チームは大気中CO<sub>2</sub>濃度や海面水温のデータなどを調整し、産業革命前を想定した温暖化していない地球で、昨夏のような猛暑が発生する確率を算出。温暖化が進む今の地球での発生確率と比較した。すると、温暖化している場合、日本で昨年と同等かそれ以上の高温が発生する確率は19.9%だった。温暖化がない場合はほぼ0%だった。

西日本豪雨も分析し、昨年6月28日～7月8日の九州から東日本の平均降水量は、1980年以降の気温上昇で7%ほど増えた可能性があるとの結果が得られた。

今田主任研究官は「証明が難しかった温暖化と異常気象の関係を数値で『見える化』することは、影響を実感してもらう上で重要だ」と話した。

個別の異常気象と温暖化の関連を分析する研究はイベントアトリビュションと呼ばれ、近年活発になっている。

平成31年3月21日  
信濃毎日新聞掲載記事

## 2 国際的な動きと我が国の対応

1992（平成4）年6月に世界では、国連の下「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことに合意しました。

また、1997（平成9）年12月に京都市において開催された「第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）」では、先進国の温室効果ガス削減目標等を示した「京都議定書」が採択され、これにより2008（平成20）年～2012（平成24）年の5年間で1990（平成2）年比で5%（日本は6%）削減するとの目標が定められました。また、「京都議定書」の採択を受け、国内での温暖化対策を推進するため、1998（平成10）年に「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）が制定されました。

その後、2015（平成27）年11月から12月にかけて、フランス・パリで開催された「第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）」では、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となる「パリ協定」が採決されました。「パリ協定」では、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を迫及することを目指しており、各国が削減目標を作成・提出・維持する義務と、当該削減目標の目的を達成するための国内対策をとる義務を負っています。日本は、2030年度までに2013（平成25）年度比で26%削減する目標を掲げています。

国名	削減目標
中国	GDP当たりのCO <sub>2</sub> 排出を 2030年までに <b>60-65%</b> 削減 ※2030年前後に、CO <sub>2</sub> 排出量のピーク 2005年比
EU	2030年までに <b>40%</b> 削減 1990年比
インド	GDP当たりのCO <sub>2</sub> 排出を 2030年までに <b>33-35%</b> 削減 2005年比
日本	2030年度までに <b>26%</b> 削減 ※2005年度比では25.4%削減 2013年度比
ロシア	2030年までに <b>70-75%</b> に抑制 1990年比
アメリカ	2025年までに <b>26-28%</b> 削減 2005年比

平成27年10月1日現在

出典) 温室効果ガスインベントリオフィス  
 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より



## 第2章 計画の基本的事項

### 1 計画の目的

温対法第21条第1項の規定に基づき、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する「地球温暖化対策実行計画（以下「計画」という。）」を策定し、町は行政として、またひとつの事業所として率先して地球温暖化防止に向けた取り組みを行っていきます。

### 2 計画の期間

この計画の期間は、2019（平成31）年度から2023年度までの5年間とします。

### 3 数値目標の基準年度

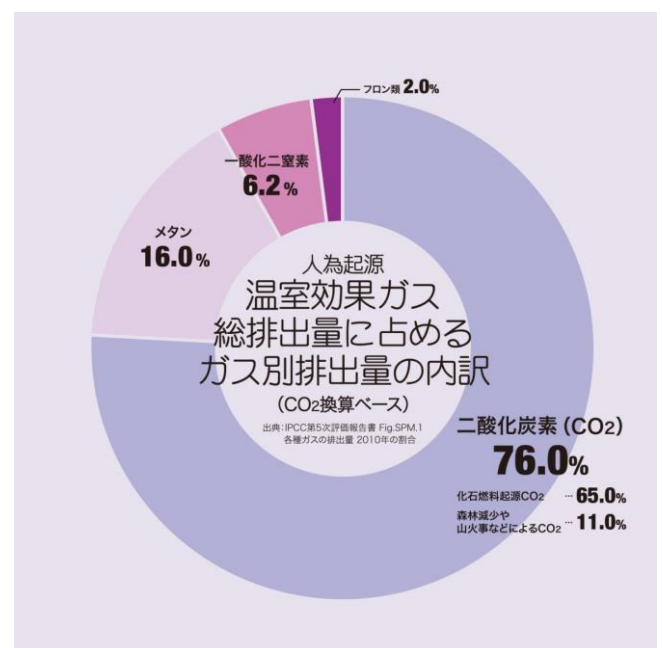
この計画の数値目標の基準年度は、温室効果ガスの排出量が把握できる直近の年度である、2016（平成28）年度とします。

### 4 計画の対象とする温室効果ガス

この計画で削減対象とする温室効果ガスは、温対法で規定する7種類（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）のうち、総排出量の76%を占める二酸化炭素を対象とします。

温室効果ガスの特徴 国連気候変動枠組条約と京都議定書で取り扱われる温室効果ガス			
温室効果ガス	地球温暖化係数*	性質	用途・排出源
<b>CO<sub>2</sub></b> 二酸化炭素	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など。
<b>CH<sub>4</sub></b> メタン	25	天然ガスの主成分で、常温で気体、よく燃える。	稲作、家畜の糞内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
<b>N<sub>2</sub>O</b> 一酸化二窒素	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
<b>HFCs</b> ハイドロフルオロカーボン類	1,430など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
<b>PFCs</b> パーフルオロカーボン類	7,390など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
<b>SF<sub>6</sub></b> 六フッ化硫黄	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
<b>NF<sub>3</sub></b> 三フッ化窒素	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

\*京都議定書第二約束期間における値  
参考文献：3R-低炭素社会検定公式テキスト第2版、温室効果ガスインベントリオフィス



出典) 温室効果ガスインベントリオフィス  
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

## 5 計画の対象範囲

この計画は、町が行う全ての事務及び事業を対象とします。但し、災害復旧等臨時的に発生した事業については対象外とします。

また、指定管理者制度により実施する事業についても、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組を講ずるよう要請します。

### (1) 施設

所管部署	対象施設（附帯設備を含む）
総務課	上松町役場、駅前駐車場、沖田町駐車場、駅前書庫、駅前倉庫、田方公園、見帰倉庫、見帰事務所
危機管理課	CATVサブセンター、上松町消防団詰所、正島消防器具庫
住民福祉課	上松町ひのきの里総合文化センター、上松町ひのきの里総合福祉センター（援助員室含む）、上松町デイサービスセンター、高齢者いきいき広場、上松町陶芸センター、老人憩いの家、ふれあい交流広場おぎ、上松町健康増進センター、JR上松駅事務室
産業観光課	才児牧場、ふるさと体験農園、上松町特産品開発センター、上松町観光情報センター、駅前ふれあい広場ステージ、上松町交流販売施設よろまいか、赤沢自然休養林観光施設、寝覚の床観光施設、かけはしグリーンパーク、本町公衆トイレ、焼笹公衆トイレ、棧公衆トイレ
建設水道課	観音倉庫、近所倉庫、荻原倉庫、天狗山公園、駅前公園、上水道施設、下水道施設（マンホールポンプ・グライダールンポンプ除く）
教育委員会	上松町公民館、上松町社会体育館、下河原町民運動場、上松町B&G海洋センター、寝覚町民運動場、荻原体育館、上松保育園、上松町子育て支援センター、上松小学校、上松中学校
上松観光開発(有)	ねざめホテル、寝覚マレットゴルフ場 ⇒ 要請

### (2) 車両

課名	係名	車名（㊟リース車両）	ナンバー			燃料等種別
総務課	総務係	ハイゼットカーゴ	480	か	7121	ガソリン
	管財係	プリウス㊟	300	ら	1944	ガソリン
		プリウス	300	ほ	4354	ガソリン
		エスティマ	300	み	160	ガソリン
企画財政課	企画政策係	ハスラー㊟	580	ふ	7564	ガソリン
		ムーブ	580	か	237	ガソリン
		ハイゼットカーゴ㊟	480	せ	7802	ガソリン
	税務係	ハイゼットカーゴ㊟	480	す	7410	ガソリン
危機管理課	危機管理係	ムーブ㊟	580	の	6022	ガソリン
		ハイエース	801	る	1	軽油

課名	係名	車名 (㊟リース車両)	ナンバー			燃料等種別
住民福祉課	厚生係	シエンタ	500	ゆ	6296	ガソリン
	生活環境係	ハイゼットカーゴ㊟	480	す	7409	ガソリン
	福祉係	シエンタ	501	ち	853	ガソリン
		タント	580	に	421	ガソリン
		ミラ	580	ぬ	1885	ガソリン
		ノア	500	ま	1981	ガソリン
		コースター	200	さ	1278	軽油
	保健衛生係	A Dバン	400	そ	7258	ガソリン
		ハイゼットカーゴ㊟	480	さ	608	ガソリン
産業観光課	農林係	ハイゼットトラック	480	え	7504	ガソリン
		ラッシュ	501	す	4203	ガソリン
		ハイゼットバン	480	く	4981	ガソリン
		ハイゼット	41	え	288	ガソリン
		ハイゼット	480	う	4	ガソリン
	商工観光係	サンバーバン	480	く	5214	ガソリン
	建設水道課	土木住宅係	ハイゼットカーゴ㊟	480	さ	582
ハイゼット			480	か	7120	ガソリン
ハイゼットトラック			480	そ	4601	ガソリン
キャンター			100	さ	5734	軽油
デュトロ			100	す	6087	軽油
建設管理係		エブリィ	480	く	4789	ガソリン
		ダイナ	45	そ	6123	軽油
上下水道係		エブリィ㊟	480	け	5067	ガソリン
		ハイゼットカーゴ㊟	480	さ	8806	ガソリン
		ライトエース㊟	400	ち	2606	ガソリン
教育委員会	総務教育係	タント㊟	580	ひ	3979	ガソリン
	社会教育係	フィットシャトル	501	な	1681	ガソリン
		ハイゼットジャンボ㊟	480	す	2088	ガソリン
		e-NV200	100	す	7085	電気
		NV350キャラバン㊟	400	ち	7024	軽油
		コースター	200	さ	1980	軽油
	子育て支援係	ムーブ	580	け	5876	ガソリン
上松観光開発(有)	ねざめホテル車両⇒ 要請					

### 第3章 二酸化炭素の排出量及び削減目標

#### 1 基準年度における排出量

この計画の数値目標となる、2016（平成28）年度の二酸化炭素排出量は次のとおりです。

排出要因	活動量	排出係数	排出量 (kg-CO2)	構成比 (%)
電気（中部電力）	1,477,246.00 kWh	0.486 kg-CO2/kWh	717,942	76.3
〃（エネサーブ）	19,874.00 kWh	0.364 kg-CO2/kWh	7,234	0.8
灯油	44,807.60 ℓ	2.49 kg-CO2/ℓ	111,571	11.8
ガス（LGP）	800.40 m <sup>3</sup>	3.00 kg-CO2/kg	2,401	0.3
A重油	16,420.00 ℓ	2.71 kg-CO2/ℓ	44,498	4.7
ガソリン	18,222.02 ℓ	2.32 kg-CO2/ℓ	42,275	4.5
軽油	5,927.46 ℓ	2.58 kg-CO2/ℓ	15,293	1.6
合計	-	-	941,214	100.0

#### 2 削減目標

2030年度に2016（平成28）年度比26.0%削減を長期目標とし、本計画期間における短期目標を11.0%に設定します。

項目	年度	排出量	削減率
基準年度	2016年度	941,214 kg-CO2	-
短期目標	2023年度	837,680 kg-CO2	11.0%
長期目標	2030年度	696,498 kg-CO2	26.0%



## 第4章 目標実現のための具体的取組

### 1 日常の事務事業における取組

この計画の目標を達成するため、これまで以上に職員一人ひとりが地球温暖化を防止するという意識を持ち、下記に掲げる事項について各課が連携を図り努めていきます。

#### (1) 電気・燃料等使用量の削減

項目		取組内容
電気	照明機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昼休みには窓口等使用場所以外は消灯する。</li> <li>○外出時には周囲に影響のない範囲で消灯する。</li> <li>○残業の削減に努め、退庁時には席の照明を消灯する。</li> <li>○使用していない会議室・通路・トイレ・更衣室・給湯室・機械室等はこまめに消灯する。</li> </ul>
	事務機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○パソコンは省エネモードにする。</li> <li>○しばらく席を離れる際にはパソコンの電源をオフにする。</li> <li>○退庁時にはパソコンの電源をオフにし、コンセントを抜くかOAタップのスイッチをオフにする。</li> <li>○コピー機等は節電モードにする。</li> <li>○各課の最終退庁者はプリンター・コピー機等の電源をオフにする。</li> <li>○当直者は職員が退庁したのち見回り確認を徹底する。</li> </ul>
	クールビズ ウォームビズ 冷暖房機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クールビズ・ウォームビズを徹底し、可能な限り着衣にて気温対策に努める。</li> <li>○エアコンを使用の際は冷房28度・暖房20度に設定する。</li> <li>○使用していない場所の冷暖房は切る。</li> <li>○会議室等使用前の冷暖気時間は最小限とする。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エレベーターの使用は可能な限り控える。</li> </ul>
灯油	クールビズ ウォームビズ 冷暖房機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クールビズ・ウォームビズを徹底し、可能な限り着衣にて気温対策に努める。</li> <li>○使用していない場所のストーブは切る。</li> <li>○会議室等使用前の暖気時間は最小限とする。</li> </ul>
ガス	コンロ 給湯器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○使用しないときはこまめにお湯を止める。</li> <li>○お湯を沸かす際は水から沸かさず給湯器を利用する。</li> <li>○沸騰したら直ぐに火を止めポットに移す。</li> </ul>
燃料	公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近距離の移動は徒歩、自転車を利用する。</li> <li>○駐停車の際はアイドリングストップを励行する。</li> <li>○急発進・急停止・急加速を避け省エネ運転に努める。</li> <li>○過度なエアコンの使用や冷暖気運転は行わない。</li> </ul>

項目	取組内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○車内を整理し不要な荷物は積載しない。</li> <li>○タイヤの空気圧など定期的に点検を行う。</li> <li>○可能な限り乗り合わせに努める。</li> <li>○走行距離等を運転記録簿に記録し、適正で効率的な運行が図られるよう定期的に見直しを行う。</li> <li>○出張時は公共交通機関の利用に努める。</li> </ul>

### (2) 省資源・リサイクルの推進

項目	取組内容
ごみ排出量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○紙類・プラ類などの分別を徹底し可燃ごみの削減を図る。</li> <li>○マイバッグ・マイコップ・マイ箸等の利用を促進する。</li> </ul>
紙類の節約	<ul style="list-style-type: none"> <li>○両面印刷の徹底、集約印刷の推進により紙の使用枚数を削減する。</li> <li>○業務上支障のないものは使用済み用紙の裏面を利用する。</li> <li>○Web 掲示板・回覧板・メールを活用し、内部資料や連絡文書の削減を図る。</li> <li>○使用済み封筒の再利用を推進する。</li> <li>○ファイルの再利用や、古い書類のフォルダの詰め替えに努める。</li> </ul>
水道使用量の節減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手洗い・食器洗い時の節水に努める。</li> </ul>

### (3) グリーン購入の推進

項目	取組内容
物品・機器・車両等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事務用紙は古紙配合率 70%以上のものを使用する。</li> <li>○トナーカートリッジは再生品を使用する。</li> <li>○エコマーク・グリーンマーク商品を優先して使用する。</li> <li>○詰め替えや交換可能製品を使用し、使い捨て製品の購入を控える。</li> <li>○消費電力の少ないOA 機器や電化製品を優先して購入する。</li> <li>○公用車の購入・リース時には、低燃費・低公害車を優先する。</li> </ul>

## 2. 施設整備等における取組

施設の新設・改修や設備の更新を行う際のハード面における取組は、温室効果ガスの排出量削減に大きな効果が見込めることから、次のことについて積極的な導入を検討していきます。

## (1) 再生可能エネルギーの導入

現在建て替えを進めている役場庁舎について、地中熱等を利用した設備の導入により、電気や灯油の使用を抑えた低炭素モデル庁舎の建設を目指していきます。

## (2) 省エネ設備の導入

人感センサーや自動照度調節等の省エネ型照明器具の導入により節電・省エネ化を図ります。

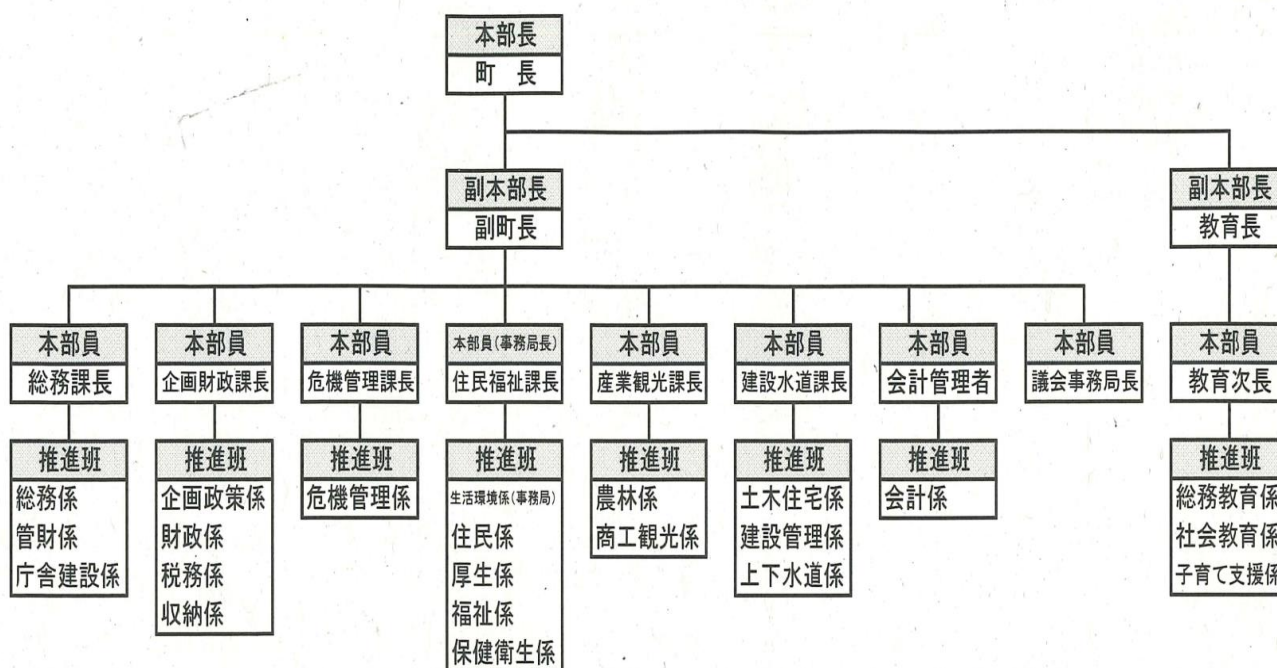
また、既存の施設・設備については照明のLED化を進めていくほか、更新時には省エネ性能に優れたものの導入に配慮していきます。

## 第5章 計画の推進

### 1 推進の仕組み

#### (1) 推進体制

以下のとおり上松町地球温暖化対策推進本部を組織し、全職員が本計画を推進していきます。



#### (2) それぞれの役割

本部長以下の主な役割は次のとおりです。

役職等名	役割
本部長	実行計画や省エネに関する方針を決定します。
副本部長	本部長を補佐及び代行し、各部局における総括を行います。
本部員	各推進班に対し取組の指示及び進捗管理を行います。
推進班	温室効果ガス排出量削減のための取組を実行します。
事務局	取組状況等を集約し、計画の運用や見直し及び公表を行います。

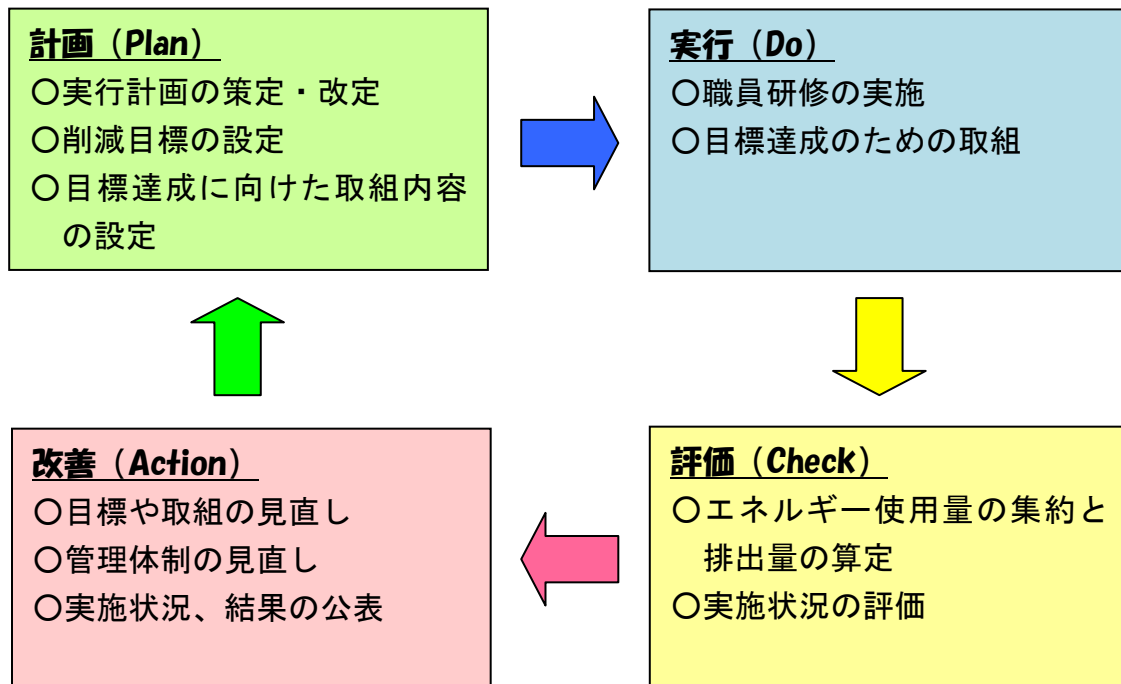
## 2 進捗管理の仕組み

### (1) 排出量の集計

この計画を効果的に運用していくためには正確な排出量の把握が重要であることから、事務局は各推進班より各月のエネルギー使用量の報告を受けて集計し、排出量を算定します。

### (2) 点検・見直し体制

この計画を着実に実践していくため、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のPDCAサイクルを実践により随時計画を見直していきます。



### (3) 職員研修等

この計画の取組を推進し目標を達成するためには、すべての職員が高い意識を持って積極的に実践する必要があることから、職員研修の開催や情報の発信を行っていきます。

## 3 計画及び実施状況の公表

### (1) 実行計画の公表

温対法第21条第8項及び第9項の規定により、実行計画を策定又は改定した場合には、広報誌や町ホームページ等において住民等に対し公表します。

### (2) 実施状況等の公表

温対法第21条第10項の規定により、実施状況や温室効果ガスの総排出量について、毎年広報誌や町ホームページ等において住民等に対し公表します。



美林ちゃん 太郎ちゃんとカメ  
上松町シンボルキャラクター